

新型コロナウイルス感染症関連給付（令和2年度）

全業種合計：6,457件（うち、医療：61.1%、介護：24.9%）

※ 療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付をそれぞれ別にカウントした給付件数(暫定値)

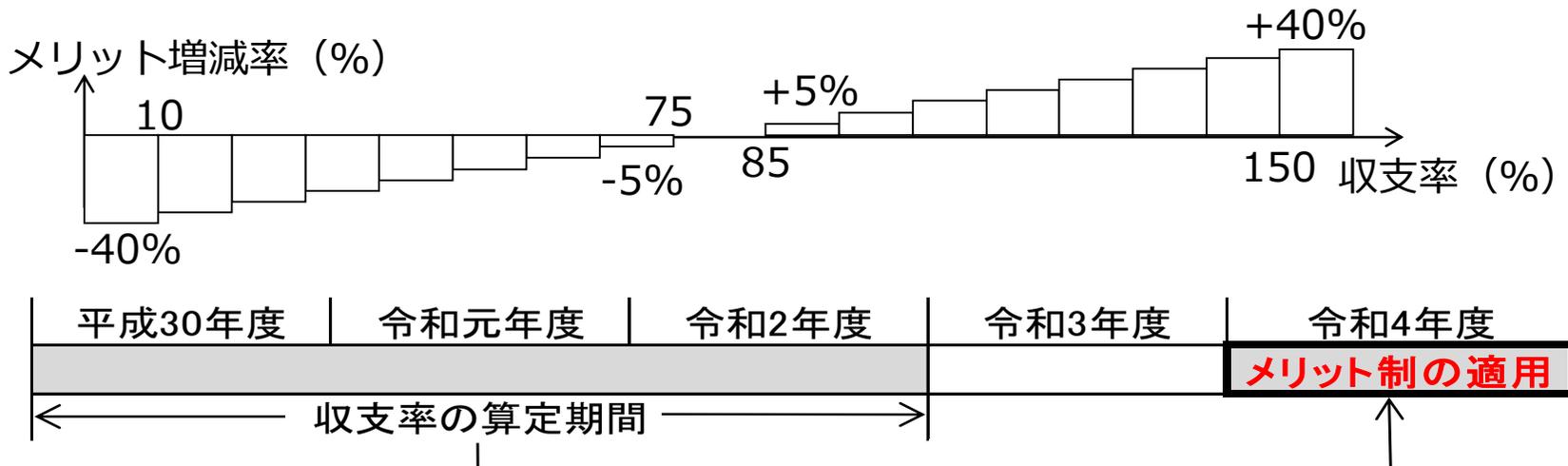
1事業場当たり4.7件 ※新型コロナウイルス感染症関連給付が発生した事業場における集計
1件当たり316,456円（全業種平均）

総額 約20億円（令和2年度の総給付額 8,243億円の約0.24%）

メリット適用のイメージ

連続する3年度の間における収支率（※）に応じて、最大±40%の範囲で労災保険率を増減

※収支率：保険料額に対する給付額の割合



新型コロナウイルス感染症の法令上の定義について

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

（定義等）

第六条（略）

2～6（略）

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一・二（略）

三 新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

四（略）

8～24（略）

（新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表）

第四十四条の二（略）

2（略）

3 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症について、国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第25号）第8条の規定による読替後のもの。